

調布飛行場における管制官の存置を求める意見書

7月26日、調布飛行場を離陸した自家用小型機が調布市内の住宅地に墜落し、火災を引き起こし、住民3人を含む死者3人、負傷者5人を出す大惨事となった。二度とこのような事件を引き起こさないよう、今、徹底した事故原因解明を行い、再発防止対策を講じなければならない。

2006年、地元市、地元住民が反対する中、国は調布飛行場から航空管制官を撤退させた。その後、東京都は航空機安全運航支援センターの職員を配置して情報提供業務を行って飛行場の運営を継続している。しかし、管制官はセンター職員と違って航空機に対して指導・命令できる権限を持っており、事故を防止し、安全を確保するために絶対に必要である。航空機の操縦士の自己責任において飛行するのではなく、全体を管制し、組織的に事故を防ぐために管制官の役割がある。特に、調布飛行場は離着陸回数が年間1万6,024回（2014年）と多い上、2013年からは定期便で計器飛行も行っており、管制官不在は許されないことである。

よって、本市議会は、国会及び政府並びに東京都に対し、今回の事故を踏まえ、二度とこのような事件を引き起こすことがないよう、管制官の再配置を初め、下記の点を要望するとともに、これらの点が改善されないならば、安全を確保できないことから、調布飛行場の運営停止、移転を求めるものである。

記

- 1 空港法の「その他の空港」から、「地方管理空港」へと格上げし、管制官を必置とし、安全管理設備を確保すること。
- 2 定期便、事業用、自家用それぞれの利用申請条件を厳格化すること。
- 3 調布飛行場を拠点とする飛行機は全て、市街地でのふぐあい発生時の対策として、双発機を前提とし単発機は不可、さらにフライトレコーダー整備を条件とすること。
- 4 飛行機の又貸し不可といった所有機の管理体制厳格化を利用条件とすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年9月30日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光